

令和9年度 袋井市の保育所等 保育料について （2号認定・3号認定の利用者負担額）



◎ 袋井市

保育料の決定

- ◇保育所等の保育料は、保護者（父・母）の市民税所得割額（※）の合計額をもとに、
児童の年齢や、教育・保育給付認定における「保育必要量」（保育標準時間・保育短時間）、
兄弟姉妹の入所状況や、世帯の状況によって決定します。
◇金額は、入所開始日の前後に「保育料決定通知書」で保護者に通知します。

（※）父母の年間収入が130万円未満で、祖父母と同居している場合（同一敷地等含む）は、家計の最も収入が多い方の市民税所得割額を合算し保育料の階層を決定します。

（※）調整控除を除く住宅借入金等特別税額控除、配当割額控除、株式等譲渡所得割控除、配当控除、寄附金税額控除、外国税額控除がある場合は、それらの税額控除前の金額で算定します。

算定に使う市民税額の参照年度

- ◇4月～8月分の保育料は、令和8年度の市民税額（令和7年中の収入）をもとに算定し、
9月～3月分の保育料は、令和9年度の市民税額（令和8年中の収入）をもとに算定します。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
令和8年度の市民税所得割額により算定						令和9年度の市民税所得割額により算定						

※保育料が変わる場合は、「保育料変更決定通知書」を送付します。

保育必要量による区分

- ◇教育・保育給付認定の**保育必要量**により、**保育標準時間（H）**、**保育短時間（T）**の料金区分があります。
必要量は、保護者の就労時間や「保育の必要性事由」により、教育・保育給付認定時に決定します。

保育標準時間	保育所が設定する1日の利用時間帯（※1）の中で、 最大11時間 の利用が可能	月の就労時間が120時間以上の方、 「妊娠・出産」事由の方など
保育短時間	保育所が設定する1日の利用時間帯（※2）の中で、 最大8時間 の利用が可能	月の就労時間が120時間未満の方、 「求職活動」「育児休業」事由の方など

（※1）7:00～18:00（または7:30～18:30）など（園により異なる）

（※2）8:30～16:30 など（園により異なる）

※保育必要量を超えて施設を利用する場合は、「延長保育料」（園により異なる）が発生します。

保育料の納付方法 支払方法は、利用施設により異なります。

▼認可保育所、公立認定こども園（保育所部分）の場合

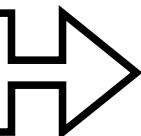
- ・原則、口座振替で袋井市が徴収します。納期限は各月末日（休日の場合は翌日）です。（状況によっては、納付書での支払いをお願いする場合があります。）
- ・口座振替の申込用紙は、内定後の保育所での入園説明などで配付されますので、必要事項を記入し、口座のある金融機関へご提出ください。
- ・納期限までに保育料の納付がない場合は、再度の口座振替や、督促状、催告書の送付、直接訪問などにより、保育料の徴収を行います。

▼私立認定こども園（保育所部分）、地域型保育（小規模保育等）の場合

- ・直接、事業者（施設）へ納めます。支払い方法は、各事業者にお問い合わせください。



**具体的な保育料金額については、裏面
「袋井市保育料表」をご覧ください。**



御不明な点がございましたら、お問い合わせください。

担当 教育保育課 施設運営係
電話 0538-86-3332（係直通）

袋井市保育料表（2号認定・3号認定）

対象：認可保育所、認定こども園（保育部）、地域型保育（小規模保育等）

階層区分			月額保育料（単位：円）							児童数の カウント 方 法
階 層	世 帯 区 分	定 義 Aは「ひとり親世帯等」 Bは「一般世帯」を示す	児童数の カウント （右欄参 照）	児童の年齢（クラス年齢）						
				0～2歳児		3歳児		4・5歳児		
				標準(H)	短(T)	標準(H)	短(T)	標準(H)	短(T)	
第 1		生活保護世帯		0	0	0	0	0	0	保護者と 生計が同 一の子ど もの内、 何人目に あたるか
第 2	A	市民税非課税世帯	1人目	0	0	0	0	0	0	
			2人目	0	0	0	0	0	0	
			3人目以降	0	0	0	0	0	0	
	B	市民税非課税世帯	1人目	0	0	0	0	0	0	
			2人目	0	0	0	0	0	0	
			3人目以降	0	0	0	0	0	0	
第 3	A	市民税所得割 48,600円未満	1人目	9,000	9,000	0	0	0	0	
			2人目	0	0	0	0	0	0	
			3人目以降	0	0	0	0	0	0	
	B	市民税所得割 48,600円未満	1人目	15,600	15,300	0	0	0	0	
			2人目	7,800	7,650	0	0	0	0	
			3人目以降	0	0	0	0	0	0	
第 4	A1	市民税所得割 48,600円以上 77,101円未満	1人目	9,000	9,000	0	0	0	0	
			2人目	0	0	0	0	0	0	
			3人目以降	0	0	0	0	0	0	
	B1	市民税所得割 48,600円以上 57,700円未満	1人目	25,000	24,500	0	0	0	0	
			2人目	12,500	12,250	0	0	0	0	
			3人目以降	0	0	0	0	0	0	
	A2	市民税所得割 77,101円以上 97,000円未満	1人目	25,000	24,500	0	0	0	0	
			2人目	12,500	12,250	0	0	0	0	
			3人目以降	0	0	0	0	0	0	
B2	市民税所得割 57,700円以上 97,000円未満	1人目	25,000	24,500	0	0	0	0		
		2人目	12,500	12,250	0	0	0	0		
		3人目以降	0	0	0	0	0	0		
第 5		市民税所得割 169,000円未満	1人目	37,000	36,300	0	0	0	0	保護者と 生計が同 一の子ど もの内、 保育所や 幼稚園に 入園して いる子ど もで、何 人目にあ たるか
第 6	市民税所得割 301,000円未満	2人目	18,500	18,150	0	0	0	0		
		3人目以降	0	0	0	0	0	0		
		第 7	市民税所得割 397,000円未満	1人目	51,000	50,100	0	0	0	
2人目	25,500			25,050	0	0	0	0		
3人目以降	0			0	0	0	0	0		
第 8	市民税所得割 397,000円以上	1人目	53,500	52,500	0	0	0	0		
		2人目	26,750	26,250	0	0	0	0		
		3人目以降	0	0	0	0	0	0		
第 8	市民税所得割 397,000円以上	1人目	56,000	55,000	0	0	0	0		
		2人目	28,000	27,500	0	0	0	0		
		3人目以降	0	0	0	0	0	0		
1 「第2階層」「第3階層」「第4階層」に該当する世帯で、母子世帯・父子世帯・在宅障害児(者)のいる世帯に該当する場合は、「ひとり親世帯等（A）」の保育料を適用します。										
2 「児童数のカウント方法」は、市民税所得割が57,700円未満・以上（「ひとり親世帯等」の場合は、77,101円未満・以上）を境に、数え方の定義が異なります。										
3 この保育料とは別に、教材費や給食費（3歳児以上）、延長保育料等を徴収する場合があります。										
※ の範囲は、無償化後の副食費免除対象者です。										
※ 保育料決定通知書では、「階層」「世帯区分」「保育必要量区分（標準／短）」の順で英数字表記しています。 （例）第3階層・ひとり親世帯等・保育標準時間の場合…3AH、第4階層・保育短時間の場合…4B1 Tor 4B2T										